

お気軽にご相談ください

★戸田市立教育センター教育相談室への相談

戸田市立教育センターでは、専門的教育相談指導員・教育心理専門員による教育相談を行っています。お気軽にご相談ください。

お子様からの相談もお待ちしております。

電話：048-434-5670 （祝日、年末年始を除く毎日 9:00～17:00）

★市内各中学校さわやか相談室への相談

戸田市では、児童生徒や保護者の方がいつでも気軽に相談できるように、全ての中学校の相談室に、「さわやか相談員（1名）」、「ボランティア相談員（2名）」を配置しています。

※小学生とその保護者の方も相談できます。該当する中学校の相談室にご相談ください。（土・日、祝日、年末年始を除く毎日 10:00～16:30）

- ・戸田中学校さわやか相談室 電話 048-442-3015
（戸田中、戸田一小、戸田南小の児童生徒及び保護者）
- ・戸田東中学校さわやか相談室 電話 048-433-6070
（戸田東中、戸田東小、喜沢小の児童生徒及び保護者）
- ・美笹中学校さわやか相談室 電話 048-421-5911
（美笹中、美谷本小、笹目小、美女木小の児童生徒及び保護者）
- ・喜沢中学校さわやか相談室 電話 048-444-6411
（喜沢中、戸田二小、喜沢小の児童生徒及び保護者）
- ・新曽中学校さわやか相談室 電話 048-433-7877
（新曽中、新曽小、新曽北小、芦原小の児童生徒及び保護者）
- ・笹目中学校さわやか相談室 電話 048-422-6911
（笹目中、笹目東小、美女木小の児童生徒及び保護者）

★相談機関への相談

学校に相談しづらい、他の意見も聞いてみたいというときには、次の相談機関にご連絡ください。

- ・こども家庭相談センター（戸田市役所こども家庭課内）
電話：048-433-2222（土・日、祝日、年末年始を除く毎日9:00～17:00）
- ・埼玉県立総合教育センター
・よい子の電話教育相談（毎日24時間）
電話：保護者用 048-556-0874 子ども用 0120-86-3192
- ・面談相談（行田本所 又は おおみや相談室）
電話：048-556-4180（土・日、祝日、年末年始を除く毎日9:00～17:00）
- ・埼玉県警察少年サポートセンター（日曜、祝日、年末年始を除く毎日8:30～17:15）
電話：保護者用 048-865-4152 子ども用 048-861-1152

保護者の皆様へ



（いじめ対応保護者向けリーフレット）

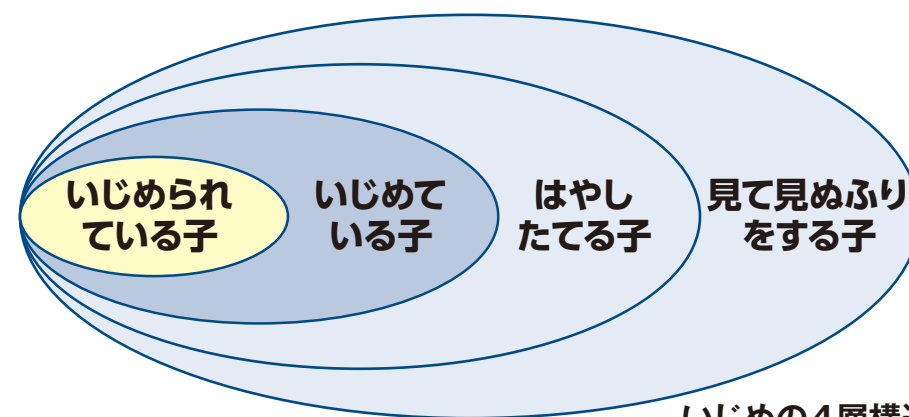
いじめをしない、させない、ゆるさない ～いじめ根絶を目指して～



いじめをめぐる集団には、「いじめられている子」と「いじめている子」だけではなく、「はやしたてる子」や「見て見ぬふりをする子」も含まれます。いじめられている子から見れば、周りで「はやしたてる子」や「見て見ぬふりをする子」も「いじめている子」に見えます。

学校では、「まだ気付いていない いじめがあるのでは」という姿勢で、「いじめ根絶」に向けた様々な取組を行っています。

しかし、いじめのサインは見えにくく、深刻な状況に至るまで周囲の人たちが気付かない事態も起こり得ます。いじめの早期発見・早期対応のために、ご家庭の協力をお願いいたします。



いじめの4層構造

（文部科学省HPの掲載内容を参考に作成）

平成24年9月
戸田市教育委員会



見逃さないで!! 小さなサイン

いじめにかかわっている子は、家族に心配をかけたくないという思いから、自分から言い出せないことがあります。しかし、何らかのサインを出していることがあります。いじめを早期に発見するために、下の項目を参考にしてみてください。

●日常生活の変化

- ・衣服に汚れや体にすり傷などがあるが、その理由を言わない。
- ・登校時刻になると、体の不調を訴え登校をしづらくなった。
- ・いつもと違って元気がなく、食欲がなくなった。
- ・急にはしゃいだり、急に乱暴になったり、情緒不安定になる。

●友人関係の変化

- ・親しかった友達が遊びに来なくなり、家に閉じこもりがちになった。
- ・学校や友達に対する不平や不満を口にするようになった。
- ・転校したい、部活動をやめたいなどの話をするようになった。

●持ち物の変化

- ・持ち物などがなくなったり、落書きをされたりしている。
- ・家庭から金品の持ち出しが多くなった。

加害者になっているかも？

- ・すぐかっとなり、暴力をふるうようになった。
- ・言葉遣いが荒くなった。
- ・お金の使い方が荒くなった。
- ・普段持っていないものや借りたものが多くなった。

お子様の変化には、思春期の子に表れるものもあります。大切なことは、お子様の小さな変化を見逃さないことです。気になることがありましたら、学校や相談機関にご相談ください（相談機関への連絡先は、裏面をご覧ください）。



もしもお子様が いじめにかかわっていたら



いじめの「被害者」であることを確認したら

- お子様の心と体を守ることを第一に考えましょう。
 - ・話そうとしないときは無理に聴かない。
 - ・いじめに立ち向かわせようとしなない。
 - ・必要に応じて休ませ、心の回復を図る。
- 親としての気持ちを伝えましょう。
 - ・「あなたは悪くない」「あなたの味方だよ」などの気持ちを伝える。
- お子様の気持ちを受け止め、学校へ相談しましょう。
 - ・相談相手、相談方法は、お子様が希望する方法を学校に伝える。

いじめの「加害者」であることを確認したら

- いじめをしていることを認めたときには、まずその勇気を認めましょう。
 - ・本人の言い分を十分に聴く。
- いじめを認めない気持ちを示しましょう。
 - ・いじめの行為は否定するが、お子様の人間性は否定しない。
 - ・どう責任をとればよいか、一緒に考える。
- いじめをやめさせましょう。
 - ・一緒に謝罪し、親のあやまる姿を見せる。
 - ・繰り返さない気持ちになるまでかわり続ける。
- すぐに学校へ相談しましょう。

いじめの「傍観者」であることを確認したら

- いじめの場面で感じていたことや傍観者となってしまったことの原因を聴き、その気持ちを受け止めましょう。
- いじめを認めない気持ちを示しましょう。
 - ・いじめは絶対に許されない行為であることを伝える。
 - ・周りではやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることは、いじめを認めることになる伝える。
 - ・今後どういう行動を取ればよいか、一緒に考える。
- すぐに学校へ相談しましょう。